

平成 25 年定例会  
全員協議会 提出資料

米穀の産地偽装及び食材の不適切表示について

平成 25 年 11 月 22 日

健康福祉部  
環境生活部  
農林水産部

## 米穀の産地偽装及び食材の不適切表示について

平成 25 年 11 月 22 日

## I 米の偽装

## 1 経緯

## (1) 三重県、農林水産省の立入調査状況

三重県は、農林水産省と合同で、平成 25 年 9 月から 10 月まで、6 事業者に対し、米の偽装にかかる事実確認のため、立入調査を実施しました。

なお、立入調査の実施に当たっては、農産園芸課（食糧法）、農産物安全課（米トレサビリティ法。以下、「米トレ法」という。）食品安全課（JAS 法）が連携して行いました。

区分	立入調査先	調査者	対象法
広域事業者	三瀧商事(株)	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法、JAS 法
	全国穀類工業協同組合 三重県支部	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法
県域事業者	(株)ミタキライス	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法、JAS 法
	(株)ジャパンゼネラル	三重県	食糧法、米トレ法、JAS 法
	稲垣製茶(株)	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法
	(有)榊原商店	三重県、農林水産省	食糧法、米トレ法

## (2) 食糧法、米トレ法、JAS 法に基づく勧告等の状況

三重県は、立入調査の結果を踏まえ、県域事業者である 4 事業者に対し 10 月 4 日に食糧法、米トレ法、JAS 法に基づく勧告、指導、指示を行いました。

勧告等を受けた 4 事業者から提出された改善報告書については、その内容について確認するため、農産園芸課、農産物安全課、食品安全課による検査チームにより、立入検査を実施しています。

事業者名	関係法	種類	改善報告書
(株)ミタキライス	食糧法	勧告	○
	米トレ法	指導	—
	JAS 法	指示	○
(株)ジャパンゼネラル	食糧法	勧告	○
	米トレ法	指導	○(任意)
	JAS 法	指示	○
稲垣製茶(株)	食糧法	勧告	○
	米トレ法	指導	—
(有)榊原商店	食糧法	勧告	○
	米トレ法	指導	—

※改善報告書欄の「○」は報告書が提出されたことを示す。

## 2 再発防止に向けた取組

### (1) 特別監視指導の実施

県内の主要な米穀取扱事業者 28 社を対象に、10 月 30 日から平成 26 年 3 月末にかけて、特別監視指導を実施します。

特別監視指導については、農産園芸課、農産物安全課、食品安全課のほか、必要に応じて東海農政局津地域センターも加わった特別監視指導チームで行っています。また、対象となる米穀取扱事業者への伝票調査に加えて、外国産米や加工用米を取り扱う事業者については、主な仕入れ先や納入先の追跡調査、さらには米の品種や国産米、外国産米の判別の科学的検査を行います。

実施にあたっては、10 月 17 日に、三重県食品表示監視協議会（東海農政局主催）を開催し、①実施要領の検討、②対象事業者の範囲、③広域事業者における国との連携について協議しています。

#### ①内容

特別監視指導については、主食用米、加工用米についての聴き取り及び伝票類の調査を行うとともに、仕入れ先、納入先での伝票調査などを行います。

#### ②DNA 検査等

DNA 検査等については、次の内容を業者に委託するため、12 月 2 日に再入札を実施します。

- ・DNA 検査：米の品種判別
- ・微量元素測定：国産米と外国産米の判別

#### ③結果の公表

逐次、県ホームページで結果を公表する予定です。

### (2) 「米穀の流通販売にかかるコンプライアンス研修会」の開催

県内の米穀取扱事業者等を対象に、法令遵守及び関係法令について、次の研修会を開催するとともに、事業者が実施する研修会にも積極的な支援を行います。

日時：11 月 25 日（月）14：00～16：30

場所：三重県勤労者福祉会館 6 階 講堂

対象：米穀取扱事業者、米穀取扱関係団体

内容

- ①法令遵守について（弁護士に依頼）
- ②各法令（食糧法、米トレ法、JAS 法）について

## II 食材の不適切表示

全国各地の宿泊施設、百貨店等で不適切な表示を行っていることが公表されていますが、本県においても宿泊施設等において同様の事案が発生しています。

県では、立入調査など実態の把握に努めるとともに、関係団体に対し適切な表示について注意喚起を行いました。今後、再発防止に向けて、関係団体と連携し、研修会で景品表示法の趣旨を改めて周知徹底するとともに、事業者の自己点検など適切な対応が行われるよう取り組みます。

### 1 経緯

#### (1) 県内での食材の不適切表示

県内では、プライムリゾート賢島、青蓮寺レークホテル、戸田家、合歓の郷ホテル&リゾートにおいて、次のような食材の不適切表示が明らかになり、その事実確認のため、立入調査を実施しています。

(平成 25 年 11 月 20 日現在)

項目	施設名	メニュー表示	使用食材等
1	プライムリゾート賢島	車海老	ブラックタイガー又はバナメイエビ
2	青蓮寺レークホテル	伊勢芋	山芋
3	戸田家	伊勢海老	外国産エビ
4	合歓の郷ホテル&リゾート	ステーキ	牛脂注入牛肉
		車海老	ブラックタイガー
		伊勢海老	ロブスター

#### (2) 県の対応

##### ①注意喚起

関係団体へ、注意喚起や自己点検を要請する文書を発出しました。

11月5日 三重県旅館ホテル生活衛生同業組合に文書発出

11月15日 公益財団法人 三重県生活衛生営業指導センター、一般社団法人 三重県食品衛生協会、中部百貨店協会に文書発出

##### ②市町との情報共有

11月11日 市町担当者会議開催（状況及び景品表示法説明、相談対応・啓発協力依頼）

##### ③国への提言・提案

緊急提言「食材の不適切表示対策にかかる緊急提言」（11月14日）

○事業者にわかりやすい食材表示

- ・景品表示法における表示に関する優良誤認の基準の明確化
- ・外食の食材表示の義務化

- ・表示に関する統一的な規制

○財政的支援

- ・消費者行政活性化基金の対象範囲(事業者指導にかかる人件費)の拡大
- ・平成 26 年度以降の財政的支援の実施

○国と都道府県の体制の強化

- ・景品表示法における都道府県知事の権限強化(措置命令)
- ・調査、立入調査に対する体制を強化
- ・国と県の役割分担の明確化

## 2 再発防止に向けた取組

### (1) 景品表示法にかかる研修会

三重県旅館ホテル生活衛生同業組合、公益法人三重県生活衛生営業指導センターと共催し、県内の旅館、ホテル、飲食関連事業者等を対象に、景品表示法等について研修会を開催します。

- ① 日時：11月27日(水) 13:30～15:00

場所：鳥羽商工会議所(鳥羽市)

定員：120名

- ② 日時：12月3日(火) 13:30～15:00

場所：三重県合同ビル(津市)

定員：100名

※講師はいずれも消費者庁に依頼

### (2) 自己点検

関係団体と連携し、傘下の事業者に対して自己点検を促進するため、マニュアルやチェック表、終了済のステッカーなどを検討し、実施します。

報告内容、報告期限等についても、関係団体と調整して進めます。

## III 食の安全・安心確保の再点検

今回の一連の事案は、食の安全を脅かしかねないものであることから、これまでの食の安全・安心の確保に向けた取組の一層の充実を図るとともに、「効果的な再発防止策」「事業者の法令遵守意識」などの観点から、再点検を行っています。

(参考)

景品表示法第4条第1項第1号

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

優良誤認の基準 (資料 消費者庁「景品表示法の不当表示の考え方」より抜粋)

- ① 景品表示法第4条第1項第1号に規定する「著しく優良であると示す」表示に当たるか否かの判断は、表示の受け手である一般消費者に「著しく優良」と認識されるか否かという観点から判断される。
- ② 「著しく」とは、当該表示の誇張の程度が、社会一般に許容される程度を超えて、一般消費者による商品・サービスの選択に影響を与える場合をいい、「著しく優良であると示す」表示か否かは、表示上の特定に文章、図表、写真のみからではなく、表示の内容全体から一般消費者が受ける印象・認識により総合的に判断される。